

特許実施許諾契約の届出弁法

2011年8月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

「特許実施許諾契約の届出弁法」に関する公告（第 62 号）

第六十二号

「特許実施許諾契約の届出弁法」は既に局務会議で採決されたため、ここに公布し、2011 年 8 月 1 日から施行する。

局長 田力普
2011 年 6 月 27 日

特許実施許諾契約の届出弁法

第一条

特許権を適切に保護し、特許権の実施許諾行為を規範化し、特許権の運用を促進するために、「中華人民共和国専利法」、「中華人民共和国合同法」及び関連の法律法規に基づき、本弁法を制定する。

第二条

国家知識産権局は、全国における特許実施許諾契約の届出について責任を負う。

第三条

特許実施許諾契約におけるライセンサーは、適法な特許権者又はその他の権利者でなければならない。

共有に係る特許権をもって特許実施許諾契約を締結する場合には、すべての共有者の間に別途約定があるか、又は「中華人民共和国専利法」に別途規定がある場合を除き、他の共有者の同意を得なければならない。

第四条

届出を申請する特許実施許諾契約は、書面にて締結されたものでなければならない。

特許実施許諾契約を締結するには、国家知識産権局が統一的に制定した契約書見本を採用することができるものとし、その他の契約フォームを採用する場合には、「中華人民共和国合同法」の規定に合致したものでなければならない。

第五条

当事者は、特許実施許諾契約が発効した日から起算して 3 ヶ月以内に、届出手続を行わなければならない。

第六条

中国には通常の居所又は営業所を有しない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が届出関連手続を行なう場合には、それを法により設立された特許代理機関に委任しなければならない。

中国の機関団体又は個人が届出関連手続を行なう場合には、それを法により設立された特許代理機関に委任することができる。

第七条

当事者は郵送、直接送付又は国家知識産権局が規定したその他の方法で、特許実施許諾契約の届出関連手続を行なうことができる。

第八条

特許実施許諾契約の届出を申請する場合には、下記の文書を提出しなければならない。

- (一) ライセンサー又はそれに委任された特許代理機関がサイン又は押印した、特許実施許諾契約の届出申請書
- (二) 特許実施許諾契約
- (三) 当事者双方の身分証明書
- (四) 特許代理機関に委任した場合は、委任権限を明記した委任書
- (五) 提出が必要とされるその他の資料

第九条

当事者が提出した特許実施許諾契約には、下記の内容を含まなければならない。

- (一) 当事者の氏名又は名称、住所
- (二) 特許権の数及びそれぞれの名称、特許番号、出願日、権利付与公告日
- (三) 実施許諾の種類と期限

第十条

身分証明書を除き、当事者が提出するその他の各種書類は、中国語によるものでなければならない。身分証明書が外国語によるものである場合には、当事者はその中国語訳を添付して提出しなければならない。添付されていない場合には、未提出と見なす。

第十一条

国家知識産権局は、届出申請を受取った日から起算して7営業日以内に審査をし、届出の可否を決定しなければならない。

第十二条

審査を経て合格となった届出申請については、国家知識産権局は当事者に対して、「特許実施許諾契約の届出証明」を発行しなければならない。

届出申請に下記の状況のいずれかがある場合には、届出を拒絶し、当事者に対して「特許実施許諾契約の届出拒絶通知書」を送付する。

- (一) 特許権は既に終了しており、又は無効と宣告された
- (二) ライセンサーは、特許登録原簿に記載されている特許権者又はライセンス許諾権利を持つその他の権利者ではない
- (三) 特許実施許諾契約は、本弁法第九条の規定に合致しない
- (四) 実施許諾の期間は、特許権の有効期間を上回る
- (五) 特許権の共有者は、法律の規定や約定に違反して特許実施許諾契約を締結した
- (六) 特許権は特許料の滞納期間にある
- (七) 特許権の帰属に起因してトラブルが生じ、又は人民法院が特許権に対して保全措置を取ると裁定し、特許権の関連手続は中止された
- (八) 同一の特許実施許諾契約について、繰り返して届出を申請する
- (九) 特許権は質権設定された、ただし、質権者の同意を得た場合は除く
- (十) 既に届出されている特許実施許諾契約と衝突する
- (十一) 届出を拒絶すべきその他の状況

第十三条

特許実施許諾契約の届出後に、国家知識産権局は、届出申請に本弁法第十二条第二項に記載される状況が存在し、かつ取り除かれていないと発見した場合には、特許実施許諾契約の届出を取消し、当事者に対して「特許実施許諾契約の届出取消通知書」を出さなければならない。

第十四条

特許実施許諾契約の届出の関連内容については、国家知識産権局が特許登録原簿に登録し、特許公報で下記の内容を公告する。即ち、ライセンサー、ライセンシー、筆頭特許分類、特許番号、出願日、権利付与公告日、実施許諾の種類と期間、届出日。

特許実施許諾契約の届出後に変更、抹消及び取消がある場合には、国家知識産権局はそれ相応の登記と公告を行なう。

第十五条

国家知識産権局は、特許実施許諾契約の届出のデータベースを構築する。公衆は特許実施許諾契約の届出の法的状況（リーガルステータス）を検索することができる。

第十六条

当事者は実施許諾の期間を延長する場合には、元実施許諾の期間満了日前の2ヶ月以内に、変更協議書、届出証明及びその他の関連文書を持参して、国家知識産権局に届出変更手続を行わなければならない。

特許実施許諾契約のその他の内容を変更する場合には、前項の規定を参考して行なう。

第十七条

実施許諾の期間が満了、又は期限前に特許実施許諾契約を解除する場合には、当事者は期間満了、又は解除協議書を締結した後 30 日以内に、届出証明、解除協議書及びその他の関連書類を持参して、国家知識産権局に届出抹消手続を行なわなければならない。

第十八条

届出された特許実施許諾契約に係る特許権が無効と宣告され、又は期間満了前に終了した場合には、当事者は適時に届出抹消手続を行なわなければならない。

第十九条

届出された特許実施許諾契約の種類、期限、許諾実施料の計算方法又は金額などは、特許業務管理部門が権利侵害賠償金額について調停する際の参考とすることができる。

第二十条

当事者が特許出願実施許諾契約をもって届出を申請する場合には、本弁法を参考して行なう。

届出を申請する際に、特許出願が却下され、取下げられ、又は取下げ見なされる場合には、届出を拒絶する。

第二十一条

当事者が特許出願実施許諾契約をもって届出を申請する場合には、特許出願が特許査定を受けた後、当事者が適時にそれに応じて特許出願実施許諾契約の名称及び関連条項を変更しなければならない、特許出願が却下され、取下げられ、又は取下げ見なされるとき、当事者が適時に届出抹消手続を行なわなければならない。

第二十二条

本弁法は 2011 年 8 月 1 日から施行する。2001 年 12 月 17 日付けで国家知識産権局第十八号令によって発布された「特許実施許諾契約の届出管理弁法」は同時に廃止する。